

オンラインによる傍聴に当たっての留意事項

- 1 公衆無線LANサービスは使用しない。
- 2 アンチウイルスソフトがインストールされていない等、適切なセキュリティ対策が施されていないパソコン又はスマートフォン等のタブレット端末を使用しない。
- 3 インターネットに接続しているパソコン（カメラ機能がある、又は外付けで接続したもの）又はスマートフォン等のタブレット端末については、通信回線の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても運営者及び市はその責を負わない。
- 4 通信費用等については、傍聴者の負担とする。
- 5 利用する通信機器にオンライン会議アプリのインストール等に制限がないか、あらかじめ確認し、傍聴者が設定する。
- 6 傍聴にあたっては、会議中、カメラ及びマイクは必ずオフ（ミュート）にする。オフでない場合、事務局側でオフ（ミュート）にする。
- 7 傍聴により知り得た内容については、運営者等が公表するものを除き、転用等を行わないこと。
- 8 オンライン会議のURL、ミーティングID、パスワードを関係者以外に伝えない。
- 9 オンライン会議のスクリーンショット（静止画及び動画）の取得、同スクリーンショットをインターネット等で公開、URLの共有、音声の録音は行わない。
- 10 本留意事項において必要な事項は、障がい福祉室長が定める。